



健康診断の受診について

第 324 回

小清水さん：みらい先生、こんにちは。このたび、タイに現地法人を設立することになりました。現地責任者は日本本社から 2 年程度、海外赴任することになり、家族も帯同する予定です。慣れない海外生活を送る上でまずは健康第一なので、健康管理について会社がしなければいけないことを教えていただけますか？

みらい：現地法人の設立、おめでとうございます！健康管理については、国内と変わることを赴任者に説明できるように準備することから始めましょう。

小清水さん：そうですね。初めての海外赴任なので、体制を整備して、安心して赴任してもらいたいと思っています。具体的に教えていただけますか？

みらい：まずは、6 カ月以上海外に派遣する場合、派遣前に健康診断を実施することが義務付けられています。国内で 1 年に 1 回受診していた健康診断の項目に加えて、医師が必要とする際に実施する項目が追加される点に注意が必要です。同様の健康診断を帰国後にも実施する義務があるので、忘れないようにしておきましょう。

小清水さん：派遣前と帰国後の健康診断が義務なのですね。早速本人に海外派遣用の健康診断を予約するように伝えます。赴任中の健康診断は必要ですか？

みらい：赴任中の健康診断は法令で義務付けられていませんが、会社の安全配慮義務の観点から、日本で働いているときと同様に健康診断を実施することが望ましいです。

小清水さん：海外赴任中も定期的に健康診断を受けてもらうルールを作ると、会社も本人も安心ですね。検討したいと思います。

みらい：検討にあたっては、現地の医療機関だけでなく、一時帰国中に日本で健康診断を受診できるようにすると受診しやすくなりますよ。

小清水さん：そうですね。日本で受診できると本人も安心できるかもしれないですね。帯同する家族にも健康診断は必要ですか？

みらい：法令上は、帯同家族に対し、健康診断を受

診させる義務はありません。ただ、海外では日本と環境が異なるので、ご家族の希望があれば、健康診断が受けられるよう、あわせて検討されてみてはいかがでしょうか。

小清水さん：ありがとうございます。海外で生活することを考えると、帯同家族にも健康診断を受けてもらうと安心ですね。ほかに健康管理面で、検討すべきことはありますか？

みらい：海外赴任中は、国内で定められている長時間労働時の医師による面接指導やストレスチェックの実施の対象者からも外れます。法令で義務付けられていなくても、引き続き同様に行う等、配慮する体制をつくるのが望ましいですね。

小清水さん：健康管理上、国内とは違うことがいろいろあるのですね。勉強になります。

みらい：ほかにも、海外では日本と異なる感染症が流行していることがあるので、予防接種で防げるものは、渡航先に応じたワクチンを接種することをお勧めしています。複数回の接種が必要なワクチンもあり、接種間隔をあける必要もあるので、事前にスケジュールを立てておくと安心ですよ。

小清水さん：ありがとうございます。慌てないよう、計画的に海外赴任時の健康管理体制を整備していきたいと思います。ありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内 25 拠点)

現地法人：中国 (北京・上海・深セン)・マレーシ

ア (KL)・ベトナム (ハノイ・ホーチミン)・シンガ

ポール・タイ (バンコク)・バングラデシュ (ダッカ)

JapanDesk：米国 (LA)・中国 (大連)・台湾・香港・

ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシ

ア・インド・ネパール・スリランカ

URL：http://www.miraic.jp/